

## 会長専決事項の処理について（案）

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

平成26年1月17日

中央防災会議 会長 安倍 晋三

## 記

件名	年月日	事項
地域防災計画の修正	H25.4.3	北海道、山形県、福島県2件、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県2件、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県3件、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県2件、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	H25.5.1	北海道、青森県、宮城県、長野県、静岡県、愛媛県
	H25.6.19	青森県、宮城県、群馬県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、佐賀県
	H25.7.23	福島県、茨城県、島根県、山口県、鹿児島県
	H25.10.3	北海道、山形県、栃木県、石川県、愛知県、京都府、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県
	H25.11.15	新潟県、福井県、静岡県、京都府、和歌山県、大分県
	小計	73件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H25.5.14	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
激甚災害の指定	H25.8.12	平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H25.8.29	平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H25.9.5	平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H25.10.1	平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H25.10.30	平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H25.11.12	平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小計	6件
降積雪期における防災態勢の強化等について	H25.12.16	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
合計		81件